

## 理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和45年の当初決定以来、7回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和2年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

また、浦賀7丁目地区については、公有水面埋立事業による区域区分境界の変更に伴う市街化区域への編入を行い、東逸見町3丁目地区については道路整備に伴う市街化区域への編入を行い、久村地区については、畑などの農地環境が残された土地で計画的な市街地整備の見込みがないことによる市街化調整区域への編入を行います。これらのほか、計画図上の不整合を修正するなど必要な変更を行うものです。